

剪定枝等のリサイクルについて

ごみ処理広域化に伴う剪定枝等のリサイクルについて、令和9年3月に箱根町環境センター内に新たにストックヤードを整備しますので、その運用について現段階での状況などをご報告いたします。

1 剪定枝等の現状について

衛生組合に搬入された剪定枝等は、組合内でチップ化処理を行い、県外の事業者へ運搬してチップを有価物として売却しています。



2 広域化による剪定枝のリサイクルについて

(1) これまでの検討

これまでは、ストックヤードの整備費について、現在の発生量に応じた負担割合としていました。(下表※1)

(2) 今回の検討

以降、箱根町との協議において、箱根町の剪定枝搬入量を優先し、残りを湯河原町・真鶴町が搬入するという考えで負担割合を見直しました。(下表※2)

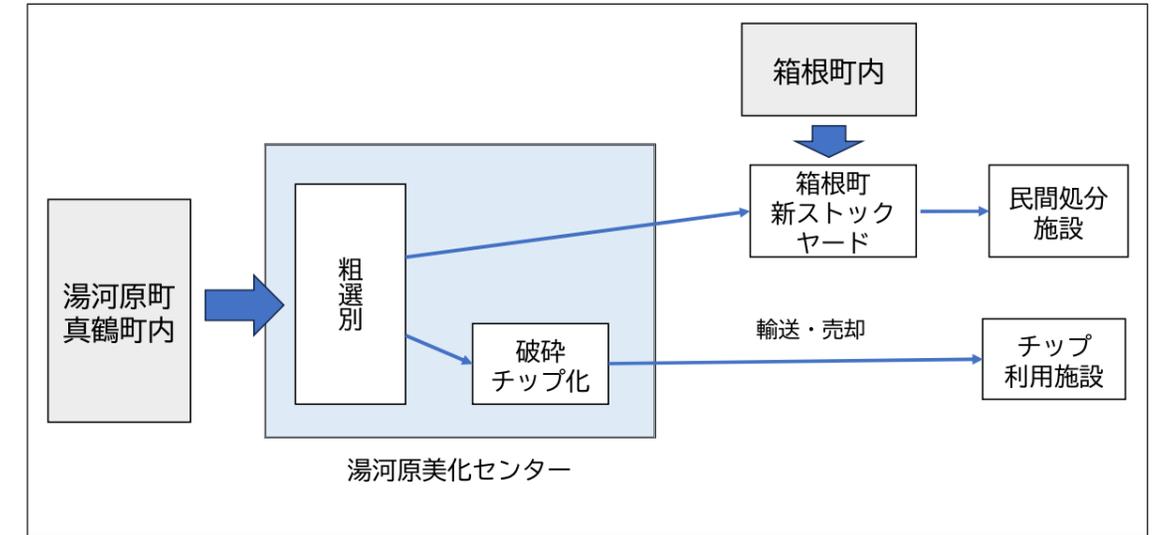
○ 箱根町剪定枝ストックヤード年間計画処理量及び各町の割合

	箱根町	真鶴町	湯河原町	計
旧(※1)	1,286.1 t	341.7 t	1,927.8 t	3,555.6 t
【割合】	【36.2%】	【9.6%】	【54.2%】	【100.0%】
新(※2)	694.0 t	25.3 t	142.7 t	862.0 t
【割合】	【80.5%】	【2.9%】	【16.6%】	【100.0%】

※1：令和5年4月から令和7年9月までの剪定枝等の搬入実績

※ なお、箱根町剪定枝ストックヤードに搬入できない分は、引き続き衛生組合でチップ化処理します。

○ 衛生組合での処理のイメージ



3 検討結果を踏まえた対応について

この年間計画処理量の設定に伴い、既に締結している「剪定枝等ストックヤード共同処理事業に関する覚書」の記載内容の整理を行うため、同覚書の一部変更に係る覚書を締結しました。

《参考》箱根町剪定枝等ストックヤードの概要について

- (1) 面積 194.5 m²
- (2) 計画処理量 日量5.2t (枝類4.2t、草類1.0t)、年間862t
- (3) 稼働日数 年間318日を予定
- (4) スケジュール 工期：令和9年1月～令和9年2月、令和9年3月～稼働
- (5) 資源化方法 近隣の資源化事業者へ委託し、剪定枝等ストックヤードからの運搬と資源化を行います。

剪定枝等ストックヤード共同処理事業に関する覚書の一部変更に係る覚書

箱根町、真鶴町、湯河原町及び湯河原町真鶴町衛生組合（以下「3町1組合」という。）は、3町1組合とが令和4年11月21日に締結した箱根町剪定枝等ストックヤード共同処理事業に関する覚書（以下「原覚書」という。）の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

（費用負担の変更）

第1条 原覚書第4条第2項を次のとおり変更する。

2 前項の負担金の額は、令和3年2月策定の箱根町ごみ処理広域化推進事業 広域化施設整備等基本計画に記載された、枝・葉・枯れ木類及び草・刈草類の計画搬入量、箱根町分 694t/年、真鶴町及び湯河原町2町合計 168t/年から按分するものとし、さらに真鶴町及び湯河原町2町合計分の按分については、令和5年4月から令和7年9月までに2町から排出されたそれぞれの枝・葉・枯れ木類及び草・刈草類の搬入量、真鶴町 341.68t、湯河原町 1,927.78tにより按分するものとし、三町の按分率を箱根町 80.5%、真鶴町 2.9%、湯河原町 16.6%と算定し、この割合に応じて算出した額とする。

（覚書の効力）

第2条 この覚書は、令和8年1月15日から効力を生じるものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、その都度、3町1組合が協議の上、定めるものとする。

この覚書を締結した証として、本書5通を作成し、3町1組合の長及び立会人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年1月15日

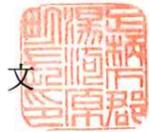
箱根町長 勝 俣 浩 行



真鶴町長 小 林 伸 行



湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原町真鶴町衛生組合長 内 藤 喜 文



立会人 小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会長

加 藤 憲

